

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年12月21日

【会社名】 株式会社松屋

【英訳名】 MATSUYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 秋 田 正 紀

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座三丁目 6 番 1 号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部コーポレートコミュニケーション課 課長 関 泰 程

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目 6 番 1 号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部コーポレートコミュニケーション課 課長 関 泰 程

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1．当該事象の発生年月日

2020年12月21日

2．当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社アタープル松屋ならびに株式会社アタープル松屋フードサービスに対する融資について、同社の業績悪化に伴い、貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上する見通しです。

3．当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2021年2月期の個別決算において、貸倒引当金繰入額876百万円を営業外費用として計上する見通しです。なお、当該貸倒引当金繰入額は連結決算において消去されるため、連結損益に与える影響はありません。